

## 議会基本条例特別委員会（第11回）要点録

1 日 時 平成23年4月26日(火)9:30～11:44

2 出席委員 角田訓也（委員長）、仁科文秀（副委員長）、大本益之、金藤照明、  
蔵本隆文、齋藤重雄、田口忠義、原田毅、原田てつよ、森岡聡子

3 欠席委員 なし

4 場 所 第1委員会室

5 内 容

事務局…正副議長選挙における立候補及び所信表明の法的整合性について。県庁市町村課の見解では、自治法にある指名推薦を否定することになり抵触する、というもの。全国議長会の見解は、抵触か否かは司法の判断だが、お勧めできない、条例化する場合は自己責任で、とのこと。

委員長…すでに別に定めることで合意しているが、会派で進展があれば。

B委員…ある教授の見解では抵触しない。選挙の仕方は議会が決めることで、文言を入れたほうが市民に分かりやすいとのこと。

I委員…会派の意見は「別に定める」。要綱で定めれば抵触しないのか。

事務局…要領、申し合わせで定めることは問題ないと思われる。

A委員…経過透明性の担保が重要。学説が分かれることは条例化すべきでない。

C委員…立候補制について委員の意見を確認したい。

D委員…立候補を含め要綱で定める。

H委員…同じ。

E委員…同じ。

F委員…同じ。

I委員…同じ。

A委員…同じ。

B委員…立候補制を前提として、要綱で定める。

C委員…立候補制を前提として、要綱で定める。

委員長…適法性を確認のうえ、要綱などで定める。

（了承）

委員長…市民参加の促進について。2項を「市民が市政に」、4項を「政策提案として」へ変更するほかには。

A委員…5項「休日または夜間に本会議・・・」は会議規則との兼合いがある。

委員長…事務局で精査の上、次回再協議する。

情報公開の推進について。前回、賛否公表できない場合を考え、4項を「原則として公表する」とした。

（了承）

委員長…議会報告会について。前々回、別に定めることで合意。

委員長…議会と市長等との関係の基本原則について。前回，2項「議員は」を「議会  
は」，「議長を經由して」を除き，3項を「市長等」へ変更した。

(了承)

委員長…一問一答による質疑応答及び反問権について。変更内容について説明を。

事務局…分かりやすいように字句の並びを変えている。

委員長…政策等の監視及び評価について。

事務局…事項の列举を復活させた。また「重要な」は不要という意見もあったが，全  
議案でなく重要な影響を与えるものに絞るという意味で残している。

委員長…事務局案とする。

(了承)

委員長…議会が求める報告及び資料の要求について。1，2項とも「市長等に対し」  
に追加または変更。

(了承)

委員長…第3，4章の名称について。

F委員…条文に合わせ，4章の名称を「議会と市長等との関係」に変更すべき。

I委員…3章も同様だが，市民がお客様だから前と考えるべきか。

B委員…上下ではなく議会はどうかという意味で3章は「議会と市民の関係」がよい。

D委員…3章はそのままがよい。

H委員…3章はそのままがよい。

C委員…3章はそのままがよい。

A委員…3章はそのままがよい。

委員長…3章はそのまま，4章は「議会と市長等との関係」とする。

(了承)

委員長…政治倫理について。別に定めることで合意。2，3項を削除する意見もあつ  
たが，残しておき，政治倫理条例が出た後に判断したい。

(了承)

委員長…政務調査費について。

D委員…事務局案でよい。

H委員…事務局案でよい。

E委員…事務局案でよい。

F委員…事務局案でよい。

G委員…事務局案でよい。

I委員…書類の「5年間保管」は入れないのか。

A委員…これにより現行の取り決め（申し合わせ）の厳格さは下がらないか。

委員長…申し合わせは生きており，厳格さは変わらないものと理解する。

F委員…現行の取り決めがすでに厳格であると考える。

B委員…市民の関心が高いので「領収書添付」を入れるべきでは。

C委員…原則公開することとなっているので，3項の「積極的に」は不要では。

事務局…個人にも交付されており、「の交付を受けた会派」は適当でないかもしれない。  
委員長…3項「の交付を受けた会派」を削り、他の条文に合わせ「別に定める」を最後の項に変更する。

(了承)

委員長…政策討論会について。

C委員…先進議会では条例化している。1条を設けるほうがよい。

委員長…事務局案では、C委員からの提案を受け、23条「政策討論会」を追加した。

事務局…資料4に臼杵市の政策討論会の例を挙げている。

委員長…臼杵以外にも、議会が最終的に市民を巻き込んで議論し政策をつくる事例がある。

B委員…臼杵市では、三役と議会とが本音で政策を協議するところから始め、現在は常任委員会ごとにテーマを決めながら行っていた。

D委員…「政策討論会」を入れる。

H委員…入れる。

F委員…入れる。

G委員…入れる。

I委員…「政策討論会」を入れる。分かりにくいので解説も必要。

A委員…「政策討論会」のイメージわからないと皆さんに説明しにくい。未だ是非の判断ができない。

委員長…次回、事例を提示し、再度協議する。

自由討議について。事務局案では「広場」を「場」に変えた。豊前市では、執行部は説明後一旦退席し、議員間で自由討議をした後に、再度執行部を入れて採決していた。

A委員…この表現では、少数意見が封殺されるのではと懸念する。

委員長…議員間でもっと自由に協議することでより深化すると考える。

F委員…すでに委員会では、休憩中に自由に意見を出し合っているのでは違和感はない。

B委員…自由討議により、少数意見が多数意見の欠点を気づかせ良くなると考える。

A委員…方向として、問題と思っているわけではない。

委員長…事務局案とする。

(了承)

C委員…事務局案では、未だ協議していない部分も変わってはいないか。

委員長…協議していない部分でも事務局で気づいたことがあれば、変えている。

委員会の活動について。第22条については、本日の原案を調整する段階で、事務局で気づいた点を変えている。説明を。

事務局…事務局案では、5項を割愛し、1項の「資料等を公開し、」を削除している。

F委員…前の案を議論する前に間引いたようになっていることをC委員は言われた。

C委員…委員会によっては膨大な資料もあるため「原則公開」としては。

事務局…現在は案件があれば原則月1回委員会協議会を行っている。

A委員…正式議題がなければ委員会にならない。毎月というのは難しい。また、委員会条例との整合はどうか。

B委員…「特性を活かし、委員会あるいは協議会を毎月1回」としては。

委員長…回数は要らないのでは。

A委員…旧案の「議員自ら・・・」なら「月1回以上が」は活きるが、新案になると一般的になり「月1回以上が」がそぐわなくなる。

B委員…回数を削除し、「積極的に開催し」とし、左の2項を残してはどうか。

委員長…「市民に資料を公開し、」についてはどうか。

D委員…原則公開であり、「資料等を公開し、」を入れるべき。

H委員…事務局案。

E委員…「資料等を公開し、」を入れる。

I委員…「資料等を公開し、」を入れる。

F委員…「公開」のイメージわからない。傍聴者に対してならそう思う。

A委員…原則公開はすでに決まっていることではあるが、入れればさらにインパクトが強いとは言える。

B委員…傍聴者になら「資料等を公開し、」でよい。

C委員…同じく傍聴者ならよいが、全市民に膨大な資料の公開は、現実的にはどうかと思う。

委員長…同じく、全ては無理と思う。

D委員…全てではなく、議論の過程が分かる資料という意味。

委員長…1項「・・・委員会の審査に当たっては、市民に公開し分かりやすい議論に努めなければならない。」

仮の案として、2項「毎月1回以上開催し」を取り、右の1項に続ける。

5項を取った理由は。

事務局…議会として意見交換の場を設けることとなっているため、別途委員会で独自に意見交換の場を設けることが現実的に可能かどうか懸念した。

D委員…5項は、「議会報告会」で委員会の議論内容を報告するとイメージした上で、あったほうがよいと考えた。

F委員…5項へ「何に対し」がない。豊前市では「市民からの要請に応じ」とある。

E委員…F委員案で、5項を入れる。

I委員…同じ。

A委員…同じ。

G委員…同じ。

委員長…事務局案を次のように変更。1項は「・・・活かし、委員自ら提案及び市民の意見等をもとに所管事務調査を積極的に行うものとする。」とし、2から4項はそのまま。5項は「委員会は、市民からの要請に応じ当該委員会の・・・」とし、改めて協議する。

(了承)

C委員…4項の「公開」は、第12条に謳っているので不要では。

(了承)

委員長…附属機関の設置について。

事務局…執行部のみが設置できる。多治見市の特区申請の例のように、総務省からできないとの回答が出ている。これを承知の上で、三重県などでは明文化しているものと思われる。

市では、会津若松市、所沢市、松江市に「調査機関の設置」としてある。

D委員…「調査機関」と「付属機関」は同義か。

事務局…適法性に配慮して表現を変えたものと思われる。

D委員…広聴人、参考人制度だけでは不十分と思う。

委員長…名称を「調査機関」とすれば可能か。

事務局…「機関」の表現に疑義が残る。総務省の回答で、議会が機関に委ねるのは適当でなく、議員自らが多様な意見を反映するべきとある。

F委員…議会そのものが機関、だから妥当でない。「学識経験者」というように表現してはどうか。

委員長…「学識経験者等に調査を依頼することができる」としてはどうか。

I委員…岩沼市のように「調査機能の強化」としてはどうか。

C委員…「調査会」でもだめか。

事務局…明文化している市においては、議員で構成する内部の機関を想定しているのかも知れない。

委員長…見出しを「調査機能の強化」とし、「学識経験者の意見を聞くことができる」で再調査する。

B委員…多治見の調査から時間がたっているので、総務省に再確認しては。

事務局…まずは県、県を通して国へ聞くこととなっている。

D委員…専門家に単発で聞くのと、集まって協議するのとは全く違う。

F委員…全国議長会にも確認されたい。

A委員…廣瀬教授の研究も参考とされたい。

委員長…調査し、次回協議する。

「議員定数」、「議員報酬」について。「別に定める」を最後に変更。

(了承)

委員長…9章「議員研修の充実」、「議会事務局の体制整備」、「議会図書室の充実」、「予算の確保」、10章「議員の責務」、「見直し手続」、11章「補則」について。

C委員…「事務局の体制整備」で専門機関の設置が要る。

委員長…23条「附属機関の設置」でクリアしたい。

(他に特段の意見なし。以下、第33条まで原案を提案。)

意見があれば、次回に願います。

C委員…第20条の「積極的に」の取扱いが未定ではないか。

I委員…ある方が、よりアピールできるのではないか。

A委員…こだわらないが「すべて公開」に変更すれば分かりやすいのでは。

D委員…表現の問題，こだわらない。

E委員…同じ。

F委員…同じ。

G委員…同じ。

B委員…入れなくてよい。

C委員…求めれば出すのでなく，玄関に出している市もある。そこまでしないとイケないのではという思いがある。

委員長…「すべて公開」でよろしいか。最終的な文言の整理が残っているが，承認いただいたものとする。

(了承)